

国土交通大臣認定防火設備勝手口ドアの施工不適合 における原因と再発防止策について

2021年12月1日
三協立山株式会社

2021年9月9日にホームページに掲載しました「弊社が販売した個別防火窓勝手口ドアの不適合」について、その原因と再発防止策を以下のとおり報告致します。

1、対象となる認定

大臣認定仕様に不適合のあった認定と不適合状態を解消するために新たに取得した認定は下表のとおりです。

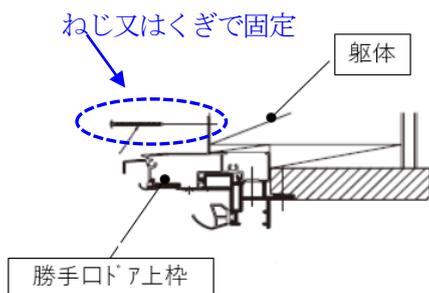
認定を受けた構造方法等の名称	性能評価機関	元の認定		新たに取得された認定	
		認定番号	認定年月日	認定番号	認定年月日
複層ガラス入硬質塩化ビニル樹脂・アルミニウム合金複合製片開き窓（上げ下げ窓付）	（一財）建材試験センター	EB-1210	平成25年11月12日	EB-1210-2	令和3年9月9日
		EB-1210-1	令和2年9月4日		
複層ガラス入硬質塩化ビニル樹脂・アルミニウム合金複合製片開き窓（上げ下げ窓付）		EB-1230	平成25年11月27日	EB-1230-2	令和3年9月9日
		EB-1230-1	令和2年9月4日		
複層ガラス入硬質塩化ビニル樹脂・アルミニウム合金複合製片開き窓		EB-1248	平成25年12月20日	EB-1248-2	令和3年9月9日
		EB-1248-1	平成27年1月29日		
複層ガラス入硬質塩化ビニル樹脂・アルミニウム合金複合製片開き窓		EB-1274	平成26年1月15日	EB-1274-2	令和3年9月9日
		EB-1274-1	令和2年9月4日		
複層ガラス入硬質塩化ビニル樹脂・アルミニウム合金複合製片開き戸		EB-1925	平成28年8月29日	EB-1925-4	令和3年9月9日
		EB-1925-1	平成31年4月22日		
		EB-1925-2	令和2年12月11日		
		EB-1925-3	令和3年3月26日		
複層ガラス入硬質塩化ビニル樹脂・アルミニウム合金複合製片開き戸（片引き窓入）	EB-2280	平成29年12月28日	EB-2280-1	令和3年9月9日	

2、不適合の製品と内容

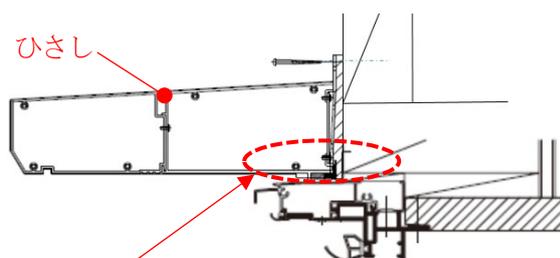
防火設備「防火窓アルジオ」又は「防火F型」の勝手口ドアに、「勝手口ドアひさしⅡ」を一体に組み合わせて施工された製品。

防火設備として大臣認定を取得した勝手口ドア（以下「勝手口ドア」という。）は、その上枠から躯体（柱）にねじ又はくぎで固定する必要がありますが、不適合の施工では、あらかじめ上枠にひさしを一体化するため、その固定がされませんでした。

◎認定仕様どおりの施工



●不適合の施工(ひさし一体施工)



・ひさしを一体化しているため 留付材固定がされていない。

3、対象案件の発見の経緯

令和3年4月

代理店様から、弊社販売窓口経由で本社へ、「勝手口ドア」と「勝手口ドア用ひさしⅡ」の組合せが防火認定上問題無いか確認の問い合わせがあり、これを受け本社で確認、適合しないと判断し国土交通省に報告しました。

4、対象製品の防火性能確認

令和3年5月11日

一般財団法人 建材試験センターで、不適合の仕様で防火試験を受験し合格、防火性能に問題が無いことを確認しました。

令和3年9月9日

不適合状態を解消するための新たな大臣認定を取得しました。

5、対応状況

令和3年10月

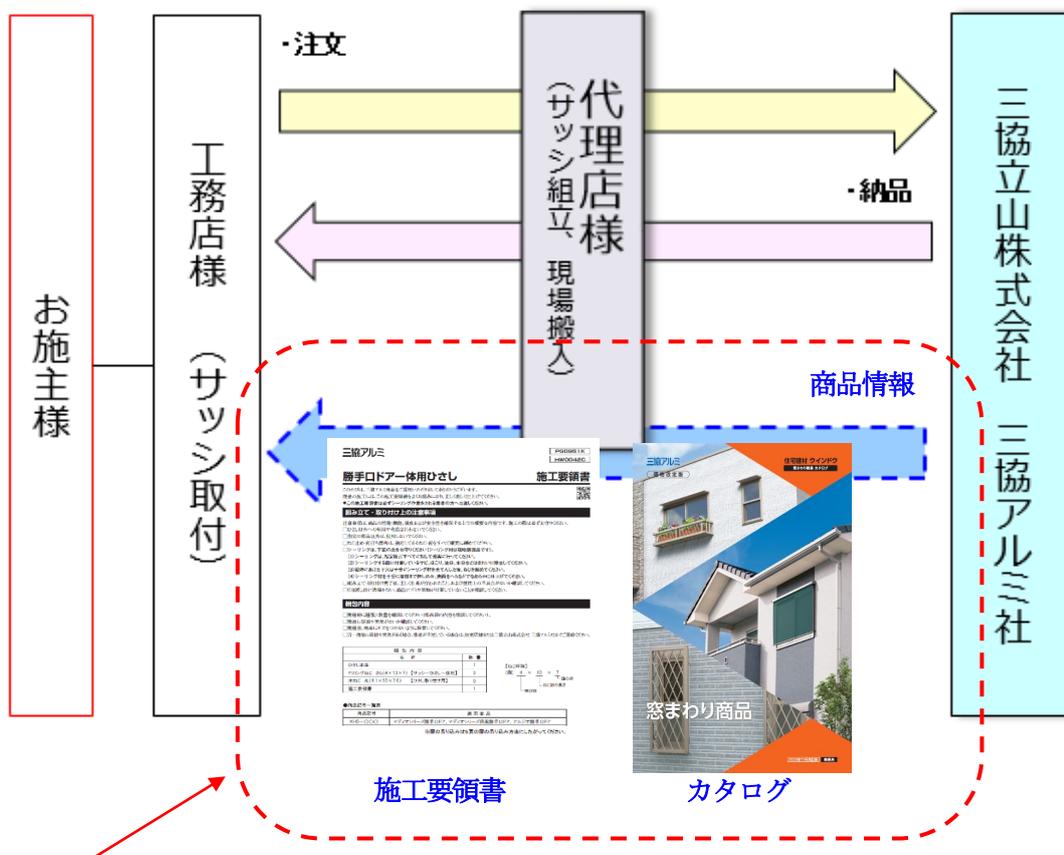
対象物件のある特定行政庁への報告を完了しました。

所有者様へのご説明を開始しました。

6、発生原因について

「勝手口ドア」に「勝手口ドア用ひさしⅡ」を一体化させる場合、認定書に規定されている上枠の留付材が固定出来ないことから「勝手口ドア」のカタログではその組合せを不可としていました。しかし、「勝手口ドア」の防火設備としての大臣認定を取得する前から販売していた「勝手口ドア用ひさしⅡ」のカタログ、施工要領書には組合せ不可の記載がありませんでした。

このため、「勝手口ドア」と「勝手口ドア用ひさしⅡ」の組合せが不可であることの正確な情報がお客様に周知されず、組合せて施工されることになりました。



当社からお客様へ商品情報を伝える重要なツールであるカタログ、施工要領書の掲載不備が発生原因です。

